

第29回 全国レディース卓球フェスティバル滋賀県予選会

主催 (一社)滋賀県卓球協会

1. 日 時 2026年6月28日(日) 開館 午前8:45 試合開始 午前9:30
2. 会 場 栗東市民体育館
3. 競技種目 個人戦
 - (1部) 30～44歳 昭和57年4月2日～平成 9年4月1日の間に生まれた者
 - (2部) 45～49歳 昭和52年4月2日～昭和57年4月1日の間に生まれた者
 - (3部) 50～54歳 昭和47年4月2日～昭和52年4月1日の間に生まれた者
 - (4部) 55～59歳 昭和42年4月2日～昭和47年4月1日の間に生まれた者
 - (5部) 60～64歳 昭和37年4月2日～昭和42年4月1日の間に生まれた者
 - (6部) 65～69歳 昭和32年4月2日～昭和37年4月1日の間に生まれた者
 - (7部) 70～74歳 昭和27年4月2日～昭和32年4月1日の間に生まれた者
 - (8部) 75～79歳 昭和22年4月2日～昭和27年4月1日の間に生まれた者
 - (9部) 80歳～ 昭和22年4月1日以前に生まれた者の9つの部に分かれ年齢の低い種目への出場を認める。
年齢は2027年4月1日現在の年齢で各種目の年齢に該当するもの。
4. 試合方法 個人戦
予選リーグ(3～4組による)を行い、予選1位の組により決勝トーナメントで行う。
5. 競技規則 ①現行の日本卓球ルールによる。但しタイムアウト制は代表を決定する試合から採用する。
②出場選手は必ず(公財)日本卓球協会指定のゼッケンをつけること。
③試合球は(公財)日本卓球協会公認球プラスチック球40mmホワイトとする。
6. 参加資格 (一社)滋賀県卓球協会の会員で(公財)日本卓球協会登録者及び登録予定者であること。
7. 参加料 個人戦 1名 1,500円 空調費 1人200円
8. 申込方法 2026年6月14日(日) 必着で、下記まで申し込むこと。
※郵送の場合
〒520-3326 滋賀県甲賀市甲南町耕心2丁目 1035-190
(一社)滋賀県卓球協会 増田 綾子 宛 TEL 090-7874-8847
※メールの場合
(一社)滋賀県卓球協会 増田 綾子 宛 E-mail shigareedys2025@gmail.com
9. 表 彰 各種目とも1位から3位までを表彰する。
10. その他 ①全国大会 2026年9月3日(木)・4日(金)
大阪府: Asueアリーナ大阪(大阪中央体育館)

②全国大会滋賀県代表参加数

・団体戦

各都道府県における参加チーム数に制限はない。

同一都道府県内の選手なら、特別チームを編成して参加することができる。

・個人戦

団体戦、個人戦の両方に重複して出場することはできない。

参加数により本会および主管団体が人数の調整をすることがある。

※昨年度は各種目2名で6部・7部のみ3名

※全国レディース卓球フェスティバルの団体戦・個人戦に出場を希望する者は、必ずこの日に参加申込をすること。(後日の受付はできません。)

※団体戦開催種目 (2単1複)

①かな 選手4名の合計年齢が220才までのチーム

②ききょう 選手4名の合計年齢が221才～240才までのチーム

③くちなし 選手4名の合計年齢が241才～260才までのチーム

④けいとう 選手4名の合計年齢が261才～280才までのチーム

⑤こすもす 選手4名の合計年齢が281才以上のチーム

※但し、合計年齢が多いチームの合計年齢の少ない種目への出場を認める。

※団体戦試合方法

チーム編成は、選手4～5名を登録し、競技は2シングルス1ダブルスで行う。

出場選手4名は各種目の合計年齢の範囲内でオーダーを組むこととする。

オーダー順序 1. シングルス 2. ダブルス 3. シングルス

出場選手は、シングルスとダブルスに重複して出場することはできないが、試合ごとに変更することは自由である。

※団体戦参加資格

(a) (一社)滋賀県卓球協会の会員で (公財) 日本卓球協会登録者及び登録予定者であること。

(b) クラブのメンバーは、2026年4月1日から引き続き滋賀県に在住 (住民登録地) し、且つ同一クラブに入会している者であること。

(c) メンバー構成は、原則として現住所、クラブ単位とする。

(d) 参加年齢は、30歳以上の女性とする。(平成9年4月1日以前に生まれた者)

参加者は、2026年度 (公財) 日本卓球協会選手登録者であること。

団体戦のチーム編成は、各都道府県の卓球協会 (連盟) に所属する単独チームであること。ただし、各都道府県卓球協会 (連盟) が認めた同一都道府県内の選手で編成したチームについてはこの限りではない。

(e) 各都道府県代表は、各協会主催の予選会もしくはその他適当な方法により選出されたものとする。

(f) 団体戦の線種変更は、原則として各協会を通して手続きをすること。